

野木町最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續きについて定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、町が発注する建設工事に係る競争入札で、予定価格（税込）が200万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別な建設工事については、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を工事価格に乘じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。

3 前2項の最低制限価格は、予定価格書に明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札公告又は指名通知書に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開札)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とししない旨を告げるものとする。

(入札経過の報告)

第6条 入札執行者は、第5条の決定を行った場合、入札調書に当該入札を「失格」と決定した旨記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日より施行する。